

## 第5次結城市総合計画策定委員会設置要項

### (設置)

第1条 第5次結城市総合計画策定について必要な事項を協議するため、第5次結城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 基本構想に関する事項
- (2) 基本計画に関する事項
- (3) その他第5次結城市総合計画策定に当たって必要と認められる事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (専門部会)

第4条 委員会の所掌事務を補佐するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会の構成員は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員及び専門部会の構成員の任期は、平成23年3月31日までとする。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員会にあっては委員長、専門部会にあっては部会長が、必要に応じて開催する。

- 2 委員長及び部会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

### (補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 付 則

この要項は、平成21年10月27日から施行する。

#### 付 則

この要項は、平成22年4月9日から施行する。

別表第 1

副市長 教育長 市長公室長 市民生活部長 保健福祉部長 産業経済部長 都市建設部長 上下水道部長 教育委員会教育次長 議会事務局長 会計管理者 秘書課長 総務課長 企画政策課長 協働推進課長 財政課長 市民課長 社会福祉課長 農政課長 都市計画課長 下水道業務課長 学校教育課長 女性政策室長
--

別表第 2

部等	選出区分
市長公室	市長公室長
	総務課長
	秘書課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	総務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	協働推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	財政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	契約管財課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
市民生活部	市民生活部長
	市民課長
	市民課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	生活環境課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	防災交通課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	税務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	収税課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	人権推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
保健福祉部	保健福祉部長
	社会福祉課長
	社会福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	介護福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	保険年金課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	健康増進センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
産業経済部	産業経済部長
	農政課長
	農政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	耕地課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	商工観光課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
都市建設部	都市建設部長
	都市計画課長
	都市計画課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	開発指導課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	土木課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人

	区画整理第一課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	区画整理第二課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	企業立地推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
上下水道部	上下水道部長
	下水道業務課長
	下水道業務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	下水道施設課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
	水道課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者 1 人
部に属さない課	会計課，議会事務局，監査委員事務局及び農業委員会事務局の係長以上の職員のうち，議会事務局長の推薦する者 1 人
教育委員会	教育次長
	学校教育課長
	学校教育課の係長以上の職員のうち，所属長の推薦する者 1 人
	指導課の係長以上の職員のうち，所属長の推薦する者 1 人
	生涯学習課の係長以上の職員のうち，所属長の推薦する者 1 人
	社会体育課の係長以上の職員のうち，所属長の推薦する者 1 人
	ゆうき図書館の係長以上の職員のうち，所属長の推薦する者 1 人
	学校給食センターの係長以上の職員のうち，所属長の推薦する者 1 人